

下関市 高潮ハザードマップ

神田地区



高潮ハザードマップとは

「下関市高潮ハザードマップ」は、台風などの影響により、海面が異常に上昇し、堤防を越えた場合の浸水想定結果に基づいて、浸水する範囲や、避難場所などを示した地図です。

ご使用上の注意事項

- このマップは、過去最大級の台風である昭和20年枕崎台風・平成3年りんご台風規模の台風が襲来し高潮となった場合の高潮を想定しています。
- 本マップで示している浸水想定区域以外でも浸水する可能性があります。また、実際の浸水深は想定最大浸水深よりも深くなる場合があります。
- この高潮ハザードマップは、土砂災害ハザードマップや津波ハザードマップと一緒に保管、活用して下さい。(地区によっては警戒区域外のため配布していないハザードマップもあります。)

●家族の緊急連絡先 記入欄

家族の名前	生年月日	血液型	携帯番号	会社・学校名	会社・学校の電話番号

●わが家の住所・電話番号

住所	電話番号
----	------

●わが家の避難場所

わが家の避難場所	名称	所在地
家族が離れなくなった時の集合場所	名称	所在地

山口県下関市 平成28年3月

高潮に対する普段からの心構え

もしもの時に備え、普段から心構えをしておきましょう。

避難場所や避難経路を確認しよう

ハザードマップをもとに、自分の家や避難場所、避難経路を確認しましょう。

もしもの場合の集合場所を決めよう

家族がもし、離れなければならない時の集合場所を家族で話し合っておきましょう。

緊急連絡先

家族の緊急連絡先などを書いておきましょう。

非常食や持出品を準備しておきましょう

非常時持出品チェックリストを参考に、家族に合った非常食や持出品を準備しておきましょう。

非常時持出品チェックリスト

もしもの時に備え、普段から避難の持出品を準備しておきましょう。定期的な点検も必要です。

情報収集のためのもの

- ラジオと予備電池
- 携帯電話と非常用充電器
- 公衆電話用10円硬貨
- 家族の写真(はくられた時の確認用)
- 筆記用具

生活用品など

- 飲料水
- 非常食(加熱しない良いゼリー飲料や缶詰、乾パンなど)
- 懐中電灯と予備電池
- 衣類・下着・靴・靴下
- タオル・ちり紙
- 医薬品・常備薬
- マスク
- ろうそく・ライター
- マッチ

貴重品

- 現金
- 身分証明書(運転免許証など)
- 印鑑
- 預金通帳
- 健康保険証

必要に応じて

自分たちに必要なものを準備しましょう。

何が
必要かな?

避難時の心得

避難する時は以下の点に気をつけ、避難所や安全な場所へ避難しましょう。

避難の呼びかけに注意しましょう

テレビやラジオなどの情報や、市役所や警察、消防からの呼びかけに注意しましょう。

避難する前に

家の電気・ガスなどの火元を消しましょう。親戚などに避難することを連絡しておきましょう。

動きやすい格好・2人以上での避難

避難する時は、動きやすい格好で、2人以上での避難を心がけましょう。

車での避難は控えましょう

車での避難は緊急車両の通行の妨げや、交通渋滞の原因となります。また、浸水すると動けなくなるので、徒歩で避難しましょう。

歩く時は

水により、足元が見えない時は、長い棒などで水面下を確認しながら避難しましょう。

逃げ遅れた時は

逃げ遅れた時は、無理せず、高いところで救助を待ちましょう。

災害時要配慮者への対応

高齢者・病気の方など支援が必要な方の避難にはできる限り手助けしましょう。

高齢者・病気の方

複数人で避難しましょう。急を要する場合は背負うなどして、安全な場所へ避難しましょう。

車いす・足の不自由な方

車いすの場合は階段では必ず3名で協力し、上がる時は前向きに、下がる時は後ろ向きにして恐怖感を与えないようにしましょう。

目の不自由な方

話す時は、はっきり、大きな声で、誘導する時は杖を持っていない方のひじあたりに軽く触れるか、腕を貸しながら半歩前をゆっくり歩いて誘導しましょう。

耳の不自由な方

話す時は、近くまで寄って相手にまっすぐ顔を向け、口を大きくはっきりと動かします。口讀で分からない時は、筆談をしましょう。

高潮に関する情報の種類

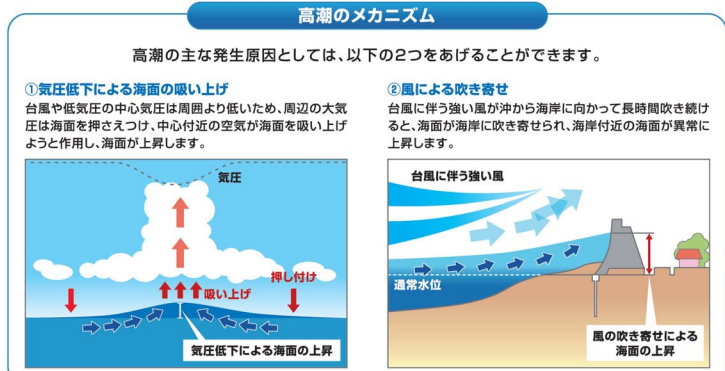
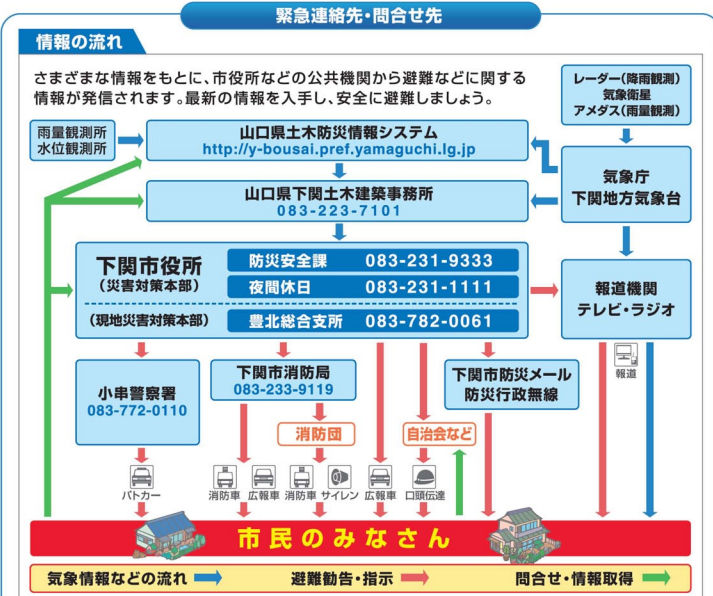
種類	内容
高潮注意報	台風などによる海面の異常上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合
高潮警報	台風などによる海面の異常上昇によって、重大な災害の起こるおそれがある場合
高潮特別警報	「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下または最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲することにより、高潮となると予想される場合

避難基準

市役所や消防車などの公共機関から避難に関する呼びかけがあります。呼びかけは3種類あるので、どんな呼びかけがあるのか確認しましょう。

種類	みなさんにとって欲しい行動	発令されるタイミング
避難準備情報	●高齢者、子ども、身体の不自由な方(要配慮者)など、避難に時間がかかる方は避難所へ避難してください。 ●それ以外の方は、家族などとの連絡、非常時持出品の用意など、避難の準備を始めてください。	高齢者、子ども、身体の不自由な方など、避難に時間がかかる方は避難を始めなければならない段階です。
避難勧告	●お互い助け合って、避難所への避難を始めてください。	通常の避難行動が可能なが直ちに避難を始めなければならない段階です。
避難指示	●避難所への避難を直ちに完了できるようにしましょう。 ●避難していない方は直ちに避難するか、避難行動がえって危険な場合には屋内待避により身の安全を確保してください。	地域のみさんに対する危険が間近に迫っている、もしくは、人的被害が発生した段階です。

- ### 留意事項
- 1 避難情報などが発表される前でも、危険を感じたら早めに避難しましょう。その場合は避難所が開いているが防災安全課(083-231-9333)に確認しましょう。
 - 2 高潮災害から命を守るため、早めの避難行動を心がけましょう。
 - 3 避難勧告などにおける避難先は、市が開設する指定避難所を基本とします。ただし、緊急に避難を要する場合は、町内会や自治会などが応急的に開設する施設(集会所など)に避難しましょう。
 - 4 避難所までの避難経路が浸水や土砂崩れなどにより、避難できないような危険な状態にある場合は、自宅の2階もしくは隣接建物の2階などへ緊急的に避難しましょう。



過去の高潮災害

特に①周防灘台風、⑥台風18号では高潮により大きな被害がありました。この経験を生かし、日頃から高潮に対する備えを心がけましょう。

番号	年月日	台風
1	昭和17年8月27日	周防灘台風
2	昭和20年9月16~18日	枕崎台風
3	昭和29年9月26日	洞爺丸台風
4	昭和30年9月30日	ルイズ台風
5	平成3年9月27~28日	りんご台風
6	平成11年9月24日	台風18号

高潮災害の危険性

高潮災害では、さまざまな危険があります。普段からどんな危険があるのか、確認しておきましょう。

「自分は大丈夫」の危険

- 高潮注意報や高潮警報が発表され、避難に関する呼びかけがあっても「自分は大丈夫」、「もう少し様子を見てからでも間に合う」と思っていると、本当に危険が迫った場合、逃げ遅れる原因の1つになります。
- 避難に関する呼びかけがあれば、早めの避難行動を心がけましょう。

避難する場合の危険

- 激しい風雨、濁流、漂流物などの障害物により、避難が困難になります。
- 一般的に水深30cm以上になると、大人でも歩くのが困難になります。
- 深夜の災害は昼間に比べて、特に危険です。

自動車の危険

- 浸水時に自動車から避難することは危険です。車体が流されたりドアや窓が開けなくなったり、エンジントラブルが発生したりします。

ドア上20cmで車体が流される

70cm
50cm
30cm
10cm

ドアが開きにくくなる
車体が水に浮き気味になる
オートマチック車は動かなくなる
ブレーキが効きにくくなる

水路などの危険

- 浸水時には、道路と水路の区別がつきにくくなります。
- 長い棒などで水面下を確認しながら避難しましょう。

医療機関・公共機関・ライフラインの連絡先

分類	名称	所在地	電話番号
救急告示病院	済生会 豊浦病院	豊浦町大字小串7-3	083-774-0511
	下関市役所 本庁	南部町1-1	083-231-1111
市・県国の機関	下関市役所 豊北総合支所	豊北町大字海部3140-1	083-782-0061
	山口県 下関土木建築事務所	貴船町3丁目2-1	083-223-7101
	国土交通省 下関国道維持出張所	小月茶屋2丁目6-10	083-282-1016
警察	小串警察署	豊浦町大字小串191-1	083-772-0110
	下関市消防局	岬之町17-1	083-233-9119
消防	豊浦西消防署 豊北出張所	豊北町大字海部3140-1	083-782-0251
	水道	下関市上下水道局	春日町7-32
電気	中国電力(株) 萩営業所	萩市大字椿字沖田2106	0120-615-227
ガス	山口合同ガス(株) 下関支店(代表)	本町3丁目1-1	083-223-2111
	電話	NTT西日本山口支店	山口市熊野町4-5

※プロパンガスをご利用の方は、ご家庭で利用されている事業者の連絡先を記入してください。

「災害時要援護者登録制度」をご利用ください

下関市では、地域のみなさんで要援護者の方を支援・協力し、誰もが安全で安心して暮らすことができる災害に強い地域社会をつくるため、災害時要援護者登録制度を制定しました。

●災害時要援護者の対象者

- ① 要介護の認定を受けた方、または要支援の認定を受けた方
- ② 身体障害、知的障害、または精神障害の方
- ③ 65歳以上の方
- ④ その他市長が認める方

いずれかに該当し、「自力または世帯の構成員による助力だけでは避難が困難な方」
※施設入所の方および長期入院の方は除きます。登録には、避難支援者(2名)の方の協力が必要です。

災害時要援護者登録制度に関する問合せ先 下関市役所 福祉政策課 083-231-1418